

## 特定施設入居者生活介護 サンヒルズ八景1番館(介護・予防) 運営規程（抜粋）

### 1 事業の目的及び運営の方針

#### (1) 目的

特定施設入居者生活介護事業の適正な運営を確保するために必要な事項を定め、従業者が要介護状態等にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

#### (2) 運営方針

- ①入居者が要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づき必要な介護等を行い、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- ②事業の実施に当たっては、関係機関等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### 2 従業者の勤務体制

- (1) 管理者 1名（常勤）
- (2) 生活相談員 1名以上（常勤）
- (3) 看護職員 3名以上（常勤）
- (4) 介護職員 30名以上（常勤）
- (5) 機能訓練指導員 1名以上（常勤）
- (6) 計画作成担当者 常勤換算1名以上

### 3 利用の定員

定員 98名（全室個室）

### 4 サービスの内容

- (1) 入浴（毎日）、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 療養上の世話
- (4) 健康チェック（月1回）

### 5 ケアプランの作成

計画作成担当者は入居者のサービス計画の作成や介護認定、また入居者やその家族の相談に対応する。

## 6 特定施設入居者生活介護の利用料その他費用の額

### (1) 介護保険に関する費用

介護報酬の告示の額とし、自己負担額としては保険より支払われる額を差し引いたものを徴収する。

### (2) 施設が個別に定める費用

①個別的な外出介助 30分以内 1,100円／回（税込）

以降30分増すごとに1,100円（税込）を追加

②個別的な買い物等の代行 30分以内 1,100円／回（税込）

以降30分増すごとに1,100円（税込）追加

③金銭の立替え金額（1回10,000円を上限として立替え）立替事務手数料

220円／回（税込）

④基準とする入浴回数を超えての入浴介助にかかる費用

1,100円／回（税込） 特殊浴槽による入浴 1,650円／回（税込）

⑤リネンレンタル代 110円／日（税込）

⑥おむつ代 実費

⑦日常生活において通常必要となる費用で入居者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

## 7 サービスの利用に当たっての留意事項

### (1) 生活相談員等は、入居者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

①規則を守り、他の迷惑にならないようにする。

②共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

### (2) 施設は、施設の代表及び職員と入居者及び家族、第三者的立場にある学識経験者、民生委員等による運営懇談会を設け、年2回以上開催し、サービス提供の状況や収支・財務等の経営状況の報告を行うとともに、入居者の要望、意見を運営に反映することとする。

### (3) 身体拘束の禁止

当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行ってはならない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

## 8 非常災害対策

施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、年2回定期的に非難・救出等訓練を行う。

## 9 事故発生時の対応

- (1) 事故発生の防止のための指針を整備し、事故発生時は管理者に報告、改善策を従業者に周知徹底する体制を整備、必要な研修を定期的に行う。
- (2) 事故が発生した場合は、速やかに市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び採った処置について記録、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

## 10 苦情処理の体制

施設は、利用者からの苦情に対して適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。市町村や国民健康保険団体連合会に苦情があった場合は調査に協力し、指導または助言を受けた場合はその内容に従って必要な改善を行うものとする。

## 11 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施無し

## 12 事業継続計画に関する内容

感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時に早期業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じる。業務継続計画については従業者等に周知し必要な研修及び訓練を実施するとともに、必要に応じて見直し・変更を行う。

## 13 衛生管理等に関する内容

食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように、対策を検討するための委員会を設置しおおむね6か月に1回以上開催、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備、訓練及び研修を定期的に実施する。

## 14 その他、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

### (1) 緊急時の対応方法

利用者の病状の急変が生じた場合等には、速やかに主治医又は、協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

### (2) 秘密保持

施設の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。（3）虐

虐待防止

(3) 虐待防止

施設は、入居者的人権の擁護・虐待等の防止のため、従業者に対する研修の実施、苦情処理体制の整備、他虐待防止のために必要な措置を講ずる。サービス提供中に、虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

令和7年4月1日現在